平成３０年１月

# 日本政策金融公庫　定期金融相談会（年度末対応）のご案内

東松島市商工会では、年度末の資金需要にスピーディに対応するため下記のとおり相談会を開催致します。東日本大震災復興特別貸付や返済相談等についても柔軟な対応が行われておりますので、ご相談をご希望の方は「東松島市商工会本所（矢本）」までご連絡をお願い致します。

・仕入、買掛決済、経費支払等の「運転資金」をお考えの方
・機械・車両等購入の「設備資金」をお考えの方
・創業等、新規開業資金をお考えの方
・その他　借り換え等により資金繰りを再考されたい方

**☆ 開 催 日：平成３０年　２月１５日（木）　午前１０時　～　午後４時**
**３月１５日（木）　午前１０時　～　午後４時**

**※１時間刻みの予約制となります。**

**☆ 開催場所：東松島市商工会　本所　（東松島市矢本字河戸７）**

**☆ お申込・問合せ先：　東松島市商工会本所　TEL：82-2088　FAX：83-2293**

**☆ その他：相談に必要な書類等は、申し込み後に商工会よりご連絡します。**

・・・・・・・・・・・・・・・・　切り取らずに、このままＦＡＸ願います。　・・・・・・・・・・・・・・・・

| 金融定期相談会　予約申込票 | | |
|---|---|---|
| 事業所名： | | 代表者名： |
| 連絡先（携帯等連絡の取れる番号）：TEL | | |
| 相談内容： | ①　運転資金　　②　設備資金<br>③　その他（　　） | ご相談金額<br>＿＿＿＿＿＿＿＿万円 |
| 相談希望日：　　月　　日　　相談希望時間：　　時 | | |

*小規模事業者の資金調達を支援します！*

# *マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資）*

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。

【 対象となる方 】

常時使用する従業員が２０人以下（商業・サービス業の場合は５人以下）の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

※ 宿泊業、娯楽業（映画館等）の従業員要件が緩和され、従業員２０人までの事業者が新たに融資対象になりました）

- 商工会の経営指導員による経営指導を原則６カ月以上受けていること
- 所得税、法人税、事業税、県民税などの税金を完納していること
  （納付すべき税額がゼロの事業者も利用できます）
- 原則として同一地区で１年以上事業を行っていること
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

【 支援内容 】

■通常枠

- 対 象 資 金：設備資金・運転資金
- 貸付限度額：２，０００万円（通常枠）
- 貸 付 利 率：１．１１％（平成２９年１２月末日現在）
- 貸 付 期 間：設備資金１０年以内（据置期間は２年以内）
  運転資金　７年以内（据置期間は１年以内）
- 貸 付 条 件：無担保・無保証人

■震災対応特枠

直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者の方は、一般枠と別枠で用意する貸付限度額、金利引き下げ措置を利用することができます。

- 貸付限度額：１，０００万円（別枠）
- 貸 付 金 利：０．２１％（平成２９年１２月末日現在　貸付後３年経過後は１．１１％）
- 貸 付 期 間：設備資金１０年以内（据置期間２年以内）
  運転資金　７年以内（据置期間１年以内）

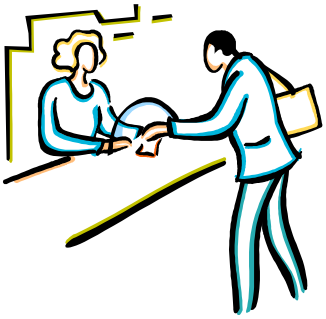

【ご利用方法】

- 東松島市商工会へご相談下さい。
- 東松島市商工会が日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- 日本政策金融公庫の審査を得て、融資が実施されます。

【お問合わせ先】

東松島市商工会　本所（矢本）　☎ ８２―２０８８
　　鳴瀬支所　　☎ ８７―２０２６